

国民健康保険加入について

届出の期限

国民健康保険の加入手続きは、**加入する理由が発生した日から 14 日以内**に行ってください。

届出が遅れた場合でも、国民健康保険の資格は、届出日からではなく、資格が発生した日までさかのぼって加入となります。

そのため、国民健康保険税もさかのぼって課税される場合があります。

また、届出が遅れた期間に医療機関を受診した場合、医療費をいったん全額自己負担していただく場合がありますので、早めに手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

加入理由に応じて、次のものをお持ちください。

加入する理由	必要なもの
他の市区町村から転入したとき	本人確認書類又はマイナ保険証
勤務先の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失日がわかる書類(健康保険資格喪失証明書)又はマイナ保険証
勤務先の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日がわかる書類(健康保険資格喪失証明書)又はマイナ保険証
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認書類
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、本人確認書類
勤務先の健康保険任意継続をやめたとき(被扶養者を含む)	被扶養者でなくなった日がわかる書類(健康保険資格喪失証明書)又はマイナ保険証

本人確認書類

- マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - パスポート
 - 障害者手帳
 - 在留カード など
-

医療機関を受診するとき

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。
医療機関や薬局を受診するときは、原則として次のいずれかを使用します。

- マイナ保険証
健康保険証として利用登録したマイナンバーカード
- 資格確認書
マイナ保険証をお持ちでない方などに交付される、保険資格を確認するための書類

国民健康保険に加入後、マイナ保険証の利用登録状況などに応じて、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

手続き・お問い合わせ先

鹿追町 保健福祉課 国保医療係

場所: トリムセンター内

電話: 0156-66-1314

FAX: 0156-66-1818

受付時間: 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。

よくある質問

Q. 退職してすぐに次の勤務先の健康保険に入る予定ですが、国民健康保険の手続きは必要ですか。

A. 健康保険に加入していない期間がある場合は、国民健康保険への加入が必要となる場合があります。加入予定日などにより取り扱いが異なりますので、担当係へお問い合わせください。

Q. 家族の扶養から外れました。手続きは必要ですか。

A. はい。勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった場合は、国民健康保険への加入手続きが必要です。被扶養者でなくなった日がわかる書類をお持ちください。

Q. 手続きが 14 日を過ぎてしまいました。どうすればよいですか。

A. 14 日を過ぎた場合でも、加入手続きは必要です。資格が発生した日までさかのぼって加入となり、国民健康保険税もさかのぼって課税される場合がありますので、早めに手続きをしてください。

Q. マイナンバーカードを持っていないと医療機関を受診できませんか。

A. マイナ保険証をお持ちでない方には、保険資格を確認するための「資格確認書」が交付されます。資格確認書を医療機関や薬局に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。